

# 公民館ひろば

## 第1回歴史講座「次郎坊太郎坊磨崖仏群」



8月23日（火）宝珠山公民館で県史跡の次郎坊太郎坊磨崖仏群について文化財調査員の日高さんより周辺遺跡を交えながら解説をしていただきました。

どんな遺跡が東峰村にあり、それは今どのような状態となっているのか私達が記録し残す事も歴史となるのだと今回の講座を通して学びました。保存のため整備をしていく磨崖仏群ですが、この他にも東峰村にはたくさんの

遺跡があります。皆さんの地域に残る昔話や遺跡で身近にある歴史を感じてみてください。

（磨崖仏とは、岩壁に直接彫られた仏像のこと）

## 女子みらい塾「乳幼児学級合同人権学習」

8月24日（水）喜楽来館において、北筑後教育事務所 人権同和教育室の嶋井加寿江先生を講師に迎え、人権学習を行いました。「いつか大人になる子どものために今！大人に必要な人権学習」をテーマに一人ひとり顔が違ってくるように考え方も違う。それを認めることで、



を ▲グループによる意見交換

その人の気持ちが変わり寄り添えるようになる。また、乳児期には肌を離さない、幼児期には手を離さない、少年期には目を離さない、思春期は心を離さない、ずっと愛を離さないで育てられた子は自分を、人を、命を大事にできることを学びました。



次回の女子みらい塾は、9月30日（金）いずみ館において、「米粉を使ったパンとキノコのポタージュ作り」を開催します。

## 『らぶすぽ東峰』 次回予告 地域総合型スポーツクラブ

らぶすぽの活動	場 所	目 時	備 考
ニュースポーツ教室	村民センター	9月26日（月） 19：30～	自由に参加できます。
健康体操『ヨガ教室』	いずみ館 多目的ホール	10月12日（水） 19：30～	会員 500円 非会員 1,000円 ※マットはこちらで準備します。

# 保健師からのお知らせ



## 9月は、『健康増進普及月間』

1に運動 2に食事 しっかり禁煙 最後にクスリ  
～健康寿命の延伸～

生活習慣病予防には日頃から適度な運動、バランスの良い適量の食事、そして禁煙をすることが大切です。生活習慣病を予防することは、将来の介護予防にもつながります。日常生活を見直し、できることから改善してみませんか。

### 運動

普段から元気に体を動かすことで、糖尿病・心臓病・脳卒中・がん・ロコモティブシンドローム・うつ・認知症になるリスクを下げることができます。

まずは、今より**10分**多く体を動かしてみませんか？

### 禁煙

禁煙に踏み切れない理由の1つに、禁煙後の体重増加があります。しかし、禁煙のメリットは体重増加というデメリットをはるかに上回ります。たばこの煙には多くの発がん物質が含まれているため、毎日たばこを吸うことは発がんのリスクを高めることとなります。健康のために、まずは**禁煙**を検討しましょう。

### 食事

3食をきちんととり、間食や夜食、過度の飲酒を控えましょう。

また、大人が1日に必要な野菜の摂取量は**350g**といわれています。野菜をとることを意識することで、健康的な食生活に近づきます！



☆☆☆9月24日～9月30日は結核予防週間です☆☆☆

『体がだるい？』『咳が治らないの？』それって結核かも…

2週間以上咳が続くときは医療機関を受診しましょう。結核の早期発見は本人の重症化を防ぎ、周りの人への感染を防ぐことにもなります。定期的な検診も受けましょう！

また、抵抗力の弱い赤ちゃんは、結核に感染すると髄膜炎や粟粒結核などの重症になりやすく生命を危うくすることもあります。重症化を予防するためには「BCG接種」が有効です。1歳の誕生日の前日までに接種しましょう！



■お問合せ：東峰村役場小石原庁舎 保健福祉課 電話 74-2311



# 役場からのお知らせ

宝珠山庁舎：72 - 2311  
小石原庁舎：74 - 2311

## 企画政策課

### ◆総合戦略外部検証委員会の報告（第2回）

「東峰村まち・ひと・しごと創生総合戦略」の見直しや施策の検証を行うため、外部有識者で構成する検証委員会（第2回）を8月1日（月）に行いました。平成27年度に行われた「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金」により実施した6事業（26年度繰越事業）について最終検証を行い、次のとおり最終評価が出されました。



#### （1）里山生活空間保全・地域防災事業（主管課：建設水道課）

事業の概要		目標（H27）	実績
中山間地域のある本村であるが、特に宅地裏が山林である家屋が多く存在し、大雨や強風の時期には、倒木や山腹崩壊の恐れがある。これらの除去を実施するにあたり委託費が高額に及ぶケースが多いことから、これらに係る経費の補助を行うもの。対象となる家屋・山林立木の伐採箇所ごとの基本額30万円（上限額）の7割を補助する。		生活不安解消 件数：20件	19件
		検証委員会の意見	
評価	村の関与の必要性	高い	一次（主管課）評価のとおり。（ゲリラ豪雨や大型台風の頻発等の異常気象が増えており防災や減災の一役を担っている。）
	達成度	概ね達成	一次評価のとおり。（19件の申請があり、安全面の向上が見受けられる。）
	ニーズの方向性	やや減少	全体のニーズを把握した上で今後の方向性についての検討が必要である。
	見直しの余地	ある程度有り	管内の危険箇所を把握した上で優先順位を決定し、計画的に事業を推進すべき。
改善	事業の方向性	現状継続	事業に対するニーズと対象者について検討を行う必要がある。

#### （2）プレミアム商品券発行（主管課：農林観光課）

事業の概要		目標（H27）	実績
村内の消費喚起・拡大を図るためプレミアム付商品券を発行する。		・商品券の販売率を 100%（以上） ・商品券の使用率を 99%以上	・販売率：100% ・使用率：99.82%
		検証委員会の意見	
評価	村の関与の必要性	高い	近隣の他の市町のスーパーや商店で購入していた商品を村内で購入することによって、村内商工業者の収益向上につながるため。
	達成度	大きい	販売率は100%を達成。使用率に99%を超えほとんどが使用されている。
	ニーズの方向性	増加	少子高齢化のため住民の数が減少傾向にあり、商工業者の収入も年々減っている。そのため、廃業の危機にある店舗もあり、村民の暮らしに影響が出る可能性がある。したがって、商工業者を支援することが必要となるため。
	見直しの余地	ある程度有り	購入者が偏りがちなため、広く村民に行き渡る様にPRする必要がある。
改善	事業の方向性	現状継続	事業の必要性が認められるが、多くの予算も伴うため、しばらくは現状の水準を維持する。

(3) 観光プロモーション活動に係る団体等との協働事業（主管課：農林観光課）

事業の概要		目標（H27）	実績
<p>村の観光等による交流人口の増加のためには村のPR活動や村への観光客の呼び込みが必須となる。そのような取り組みを企画・立案・実施した団体、事業者、グループ、個人（村内外を問わない）等に対しその経費を補助し、村の活性化を図る。助成金総額 443 万円（助成限度額 50 万円× 11 件）</p>		720,000 人	743,600 人
		最終評価	検証委員会の意見
評価	村の関与の必要性	高い	一次（主管課）評価のとおり。（村内でも各団体が地域おこし活動に取り組んでいる。しかしながらそれぞれの団体には資力がなく、やりたい活動ができない状況にある。そのような意欲的な団体に対して補助金を交付することで、村の魅力向上や発展につながる。）
	達成度	大きい	一次評価（本補助事業を活用し実施された事業によって、多くの方に東峰村を知っていただくことができ、福岡都市圏をはじめ様々な地域から多くの観光客の方々に東峰村を訪れていただいた。イベント等に参加された方や事業で作成した広報物を見た方からは、東峰村に対する評価も高く、非常に好評であった。）のとおりであるが、補助金ありきのイベントでは困ると思う。継続して東峰村をアピールしていく。
	ニーズの方向性	増加	一次評価のとおり。（本事業を活用した団体からは、地域の発展に多大に寄与するとして、事業の拡充を望む声が多く寄せられている。平成 28 年度の同事業への申込団体も多く、公募開始からすぐに予算の枠に達した。）
	見直しの余地	ある程度有り	補助金を呼び水として活動を継続できるようにサポートする。例えば、団体同士の連携を密にし、途切れることなくイベントを実施することによりリピーターを増やすことが必要である。
改善	事業の方向性	現状継続	効果を検証をしつつ、年間を通じたりピーターの来村、さらには移住希望者が出るような魅力を発信する必要もあるのではないか。また、補助金に頼らない事業拡大（民間の知恵・力をより活用）も目指してほしい。

(4) 若者等定住促進事業（主管課：保健福祉課）

事業の概要		目標（H27）	実績
<p>東峰村は小中一貫校で高校入学までの教育環境には恵まれているが、高校以降の教育は村外となり、路線バスや JR を利用しての通学は負担増でマイカーによる送迎や下宿等を余儀なくされている。そのため若者世代や子育て世帯の定住促進を図ることを目的とし通学しやすい環境づくりを目指し総合的に支援する。通学定期券助成補助（村外及び遠距離通学者への定期券 3.5 割補助）。</p>		<p>村に定住したいと考えている人の割合： 30%</p>	<p>40% （窓口アンケート調査）</p>
		最終評価	検証委員会の意見
評価	村の関与の必要性	高い	一次（主管課）評価のとおり。（この助成により路線バスや JR を利用しての通学が減少され、マイカーによる送迎や下宿等を行わなくて自宅からの通学が可能になっている。そのため若者世代や子育て世帯の定住促進を図る事ことを目的とし通学しやすい環境づくりの支援を総合的に行うため。）
	達成度	概ね達成	一次評価のとおり。（平成 27 年度高校生対象者 38 名中この事業を利用した高校生 28 名 73.6%の方が利用、また、大学生等 2 名が利用した。平成 28 年度申請時に窓口においてアンケート調査を行い、約 40%の方が「この制度を利用しながら、自宅から高校・大学等に通学させたい」との回答が得られた。したがって当初の目標を上回り、事業の成果があったと思われる。）
	ニーズの方向性	増加	一次評価のとおり。（村に定住したいと考える 20 歳以下の者の割合 30%以上という目標は達成したが、村民からの要望も増加しており、今後もこの事業を推進する必要がある。）
	見直しの余地	ある程度有り	一次評価のとおり。（高校・大学まで若者を村に定住させる必要が高いため必要に応じ本事業を見直し、充実させていく必要がある。）さらに、学生の時だけでなく卒業してからも定住する方策を検討すべき。
改善	事業の方向性	現状継続	助成の意義を高校生、大学生に理解してもらい卒業後も村内に残留したくなるような取り組みも併せて行うべき。

## (5) 観光振興推進事業（主管課：企画政策課）

事業の概要		目標（H27）	実績
【村公式ホームページのリニューアル】東峰村は、自然豊かな魅力ある地域資源と350年の伝統的工芸品の小石原焼の窯元が50軒ほどある。観光施設の情報提供と自然豊かな原風景及び陶工家屋の魅力を情報発信することにより、都市から移住や交流人口の増加を促進する。		村内への入込客の増加： 720,000人	入込客数： 743,600人
		最終評価	検証委員会の意見
評価	村の関与の必要性	高い	一次（主管課）評価のとおり。（東峰村は観光立村を目指すべく第2次総合計画に観光の振興を掲げており、日々生み出される村内の活きの良い観光情報を取りまとめ継続的に発信できる公式ホームページの構築は必須である。また、旧ホームページではできていなかったスマートフォンやSNSと言った新たな情報ツールの拡充にも対応することで、新たな切り口での交流人口の獲得が図られる。）
	達成度	概ね達成	一次評価（目標である観光入込客数においては、ホームページ開設が平成28年3月だったため直接の影響は1か月程度であり、目標は3万5千人の増であった。また、平成26年度旧観光ホームページアクセス数50,870件に対し、平成28年4月から7月までの3か月間で56,564アクセスと大幅な伸びであり十分PR効果が認められ、交流人口の増加に影響していると考えられる。）のとおりであるが、アクセス数だけで判断するのは厳しいと思う。
	ニーズの方向性	減少	一次評価のとおり。（求められるニーズに関してはホームページ構築が完成し、今後一定の要望に応えられる機能及び内容となっているため、十分満たしていると考えられる。）
	見直しの余地	無し	ホームページの内容と入込客数の傾向、関係性についても把握し、ホームページ内のコンテンツ等の見直しを図っていく必要がある。
改善	事業の方向性	完了	システム構築のみに安心することなく、今後のメンテナンス、アップグレードを間断なく行うとともに、ホームページを閲覧したことによる来村者の数を把握し、どうPRすれば有効かを検討してほしい。

## (6) 販路拡大支援事業（主管課：企画政策課）

事業の概要		目標（H27）	実績
地域における観光を絡めた商業の活性化を目的とし、売れるものづくりをメインに経営手法、マーケティング、宣伝手法、売れるためのホームページ作成等の専門家を招聘し、その下で各手法やノウハウを習得し商業ベースを重視した地域活性化のリーダーを育てる。村内の各団体等（企業、道の駅等の第3セクター、農産物直売所、河川プールやキャンプ場などの観光施設等々）に対し具体的な販売促進支援を行う。		村内の直売施設の売上額を15,000千円増加させる。	売上額： 10,000千円の増加
		最終評価	検証委員会の意見
評価	村の関与の必要性	ある程度高い	一次（主管課）評価のとおり。（村内の直売施設や宿泊施設を運営する法人の年間売上額が減少傾向にあるため、観光を絡めた商業の活性化を図るため調査事業等に使える補助事業を新設し支援する。）
	達成度	概ね達成	一次評価のとおり。（販路拡大支援事業の補助を行ったところ、3法人からの申請があり、現状把握、組織体制、売上の改善等について、コンサルタントからの提案を受け、平成27年度に各法人ごとに提案内容を実施した結果、全体）で10,000千円の売上増加がみられた。コンサルタントからの提案は、単年度に限るものでなく、継続・実行することで更に売上額が増加すると見込まれるため、今後の売上増加が期待できる。
	ニーズの方向性	減少	一次評価のとおり。（第3セクター等の法人が当該事業を活用し、売上増加のための計画及び職員研修、施設改修計画等の事業を実施した。これらの計画内容を今後継続して実行する予定である。そのため販路拡大に関する当該補助金のニーズは減少する方向にあるため平成27年度を持って事業を完了した。）
	見直しの余地	無し	一次評価のとおり。（第3セクターの全ての法人が当該補助事業を活用し、事業計画及び施設改修計画等を作成したことから当該補助事業を継続する余地はない。）
改善	事業の方向性	完了	今後の取り組みの中で追跡調査も必要ではないか。

## 子ども医療制度が平成28年10月から変わります

子ども医療制度とは、子ども（中学生まで）が、病気やケガで医療機関にかかった場合の医療費の一部を村と県が助成する制度です。

村では、平成26年11月から制度を拡充していますが（表1）、平成28年10月からは制度改正により、さらに小・中学生の通院（外来、調剤薬局等）についても助成の対象となります（表2）。

現在、乳幼児医療証を持っている人には、新しく「子ども医療証」をお送りします（申請不要）。

また、10月以降に助成の対象となる小・中学生には、申請書をお送りしております。

※医療証は9月下旬に発送を予定しております。

### ■平成28年9月30日まで（表1）

対象者	自己負担額		医療証の種類
	通院	入院	
未就学児	なし	なし	乳幼児医療証
小学生	医療費の3割		無
中学生			無

### ■平成28年10月1日から（表2）

対象者	自己負担額		医療証の種類
	通院	入院	
未就学児	なし	なし	子ども医療証
小学生	なし		子ども医療証
中学生			子ども医療証

### 【入院費の払戻】

現在、小・中学生の入院費を助成していますが、10月から助成の方法が変わります。

対象者	入院の診療月	助成の方法
小・中学生	平成26年11月分～ 平成28年9月分まで	役場へ申請で払戻
	平成28年10月分～	子ども医療証の提示で 医療機関での自己負担なし

注) 県外の医療機関で受診された場合は、今までと同様に『子ども医療証』は使えませんので、一度病院で自己負担分をお支払いいただき、役場にて払戻しの申請を行っていただくことになります。

### 【払戻しに必要なもの】

- ① 医療機関の領収証 ②印鑑（シャチハタ不可） ③保護者名義の預金通帳 ④子どもの健康保険
  - ⑤ 子ども医療証 ⑥療養費支給証明申請書（国民健康保険以外の人）
- ※ ⑥療養費支給証明申請書様式は、役場窓口にて受け取ることができますので、各自で医療保険各法の規定による保険者からの証明をしてもらう必要があります。

### 【問い合わせ先】

東峰村役場 小石原庁舎 保健福祉課  
医療保健係 TEL : 0946-74-2311

## ◆身体障害者巡回相談のお知らせ

- ◎ 期 日 平成28年10月18日（火）  
◎ 会 場 朝倉市総合市民センター（ピーポート甘木）  
◎ 受付時間 9：30～11：00  
12：30～14：00  
（診察開始時間）10：00～

予約制

- \*12：00～13：00は、診察は行いません。  
\*予約人数が20名以下の場合は、午前中で終了します。

◎ 相談内容

1 肢体不自由の補装具費の新規支給、再支給、修理の要否判定、処方及び適合判定。ただし、電動車椅子、座位保持装置、重度障害者用意思伝達装置については相談のみで、判定は行いません。

巡回相談では、身体障害者手帳の診断書作成は行いませんので、手帳を希望する方は、最寄の身体障害者福祉法の指定医師がおられる病院等で作成してもらってください。

2 その他

(1) 診察・相談等の担当

- ①肢体不自由の担当医師（整形外科医師又はリハビリテーション科医師）  
②市町村、更生相談所

(2) 持参するもの…(障害者の方ご自身が必ず来場してください)…

- ①印鑑  
②身体障害者手帳  
③補装具費再支給の場合は、前回支給の補装具  
④補装具修理の場合は、修理が必要な補装具

※相談をご希望の方は、必ず予約が必要となりますので9月30日（金）までに下記連絡先までお電話をお願いします。

お問合せ

東峰村役場宝珠山庁舎 総合窓口（保健福祉課）（電話：72-2311）

## 予約制による年金相談のご案内

南福岡年金事務所では、予約制による年金相談を実施しておりますので、ぜひご利用ください。

### ◇予約時間帯

年金事務所・・・ 8：30から16：30  
(11：30から13：00までの時間帯を除く)

出張相談（完全予約制）

◇実施場所：朝倉市 朝倉商工会議所

◇実施日時：毎月第2・4水曜日 10：00から14：30まで  
(上記が祝日の場合は、当事務所へご確認ください。)

### ◇予約申込方法

- ◇ 年金相談のご予約は、相談希望日の1カ月前から前日まで、お電話又は年金相談窓口でお受けいたしております。
  - ◇ ご予約を受付ける際には、相談者及び配偶者氏名、基礎年金番号、電話番号、相談内容等について確認させていただきます。
- ※ 予約状況により、ご希望の日時を調整させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

年金相談にお越しの際は、年金手帳（基礎年金番号通知書）、年金証書、振込通知書などの他、相談者本人であることを確認できるものをご持参のうえ、予約時間までにお越しいただき総合案内にお申し出ください。

※ 代理の方がご相談に来られる際には、委任状及び来所される方の本人確認ができるもの（健康保険証、運転免許証等）をご持参ください。

※ ご都合により来所できない場合は、事前にご連絡をお願いします。

### ◇予約申し込み電話番号

**092-552-6118**

※ 電話の受付時間は平日8：30から17：00までです。  
(土・日・祝日、12月29日～1月3日を除く)

お問合せ

東峰村役場宝珠山庁舎 総合窓口（保健福祉課）（電話：72-2311）

◆標準農作業賃金について

標準農作業賃金とは、農作業の受委託や機械を利用する際の料金の目安となるもので、福岡県農業会議朝倉支部で、春季（4月）と秋季（8月）の年2回改定しています。

この賃金はあくまで目安ですので、現地等の諸条件により増減が考えられる場合は、双方の話し合いのうえ決定してください。

平成 28 年度 秋季標準農作業賃金表

平成 28 年 8 月 24 日改定（単位：円）

項目	区分	朝倉市・朝倉郡	備考
機械稲刈	10アール	バインダー	7,800
		コンバイン	16,400
稲脱穀作業	10アール	8,600	
籾乾燥	コンバイン1袋	400	
稲刈りから乾燥調製	10アール	26,000	
耕起	10アール	耕運機	7,500
		トラクター	7,500
麦機械播き	10アール	9,100	
果樹作業（収穫）	8時間	6,000～6,200	
一般作業	8時間	6,000～6,300	
土地改良剤散布	10アール	1,500	
大豆コンバイン収穫	10アール	10,000	
乗用防除機	10アール	2,000	農薬別

※最低賃金 1日（8時間労働）5,944円（1h = 743円） 対前年比 102.20%  
H28.10/1～1日（8時間労働）6,120円（1h = 765円）

参考：平成27年度 1日（8時間）：5,816円

お問合せ

東峰村役場宝珠山庁舎 農林観光課（電話：72-2313）

人の動き

東峰村（平成28年8月末現在）前月比			あさくら地域（平成28年8月末現在）前月比		
人口	2,260	▲14	人口	86,673	▲53
男	1,032	▲9	男	41,020	▲20
女	1,228	▲5	女	45,653	▲33
世帯数	895	▲2	世帯数	32,663	106

今月の納税	●税目	国民健康保険税（第3期）	東峰村ごみ収集量（平成28年8月分）（kg）			
	●納期限	9月30日（金）	種別	当月分	前月分	増減
	●口座振替日	9月26日（月）	可燃ごみ	39,970	36,780	3,190
			資源ごみ	9,970	5,020	4,950
			粗大ごみ	2,630	3,500	▲870
合計		52,570	45,300	7,270		



## ○県立久留米高等技術専門校 訓練生募集

### 【オフィスワーク科（デュアル）】

※託児サービスあり

■訓練期間：平成28年11月1日（火）～  
平成29年2月28日（火）

■訓練会場：ビジネススクール Link to Link

■対象：公共職業安定所長から受講あっせんを受け  
ることができ、訓練を受けて関係職種へ  
就職を希望される方。

（※原則として、訓練開始日までにジョブ・カード  
の交付を受けて下さい）

■定員：20名（託児定員5名）

■試験日：平成28年10月7日（金）

### 【パソコン初級科3期（女性限定・短時間訓練）】

■訓練期間：平成28年11月1日（火）～  
平成29年1月31日（火）

■訓練会場：パソコンスクール PC ワークス

■対象：公共職業安定所長から受講あっせんを受け  
ることができ、訓練を受けて関係職種へ  
就職を希望される女性の方。

■定員：20名

■試験日：平成28年10月11日（火）

☆いずれも選考方法は学科試験、面接

☆申込締切りは9月30日（金）

☆申込書は住所管轄のハローワークに準備

☆試験場所は久留米高等技術専門校

☆募集期間は平成28年8月22日（月）～  
平成28年9月30日（金）

☆経費については受験料及び受講料は無料  
（ただし入校時に教科書代等の経費が必要です。）

■お問合せ：福岡県立久留米高等技術専門校

電話：0942-32-8795 FAX：0942-32-8793

## ○緑化講習会参加者募集

福岡県緑化センターでは、緑化講習会の参加  
者を募集しています。

■日時：平成28年10月1日（土）

講習内容：家庭果樹のせん定と管理

1回目：9：30～12：00

2回目：13：30～16：00

■日時：平成28年10月8日（土）

講習内容：庭木の整姿とせん定

9：30～12：00

講習内容：樹木で作る垣根と管理（実技あり）

13：30～16：00

■日時：平成28年10月22日（土）

講習内容：観葉植物の育て方

13：00～16：00

■募集人員：各30名（先着順）

■受講料：無料

■会場：福岡県緑化センター（久留米市田主丸町）

■申込み締切日：前日まで

■申込み方法：電話またはFAXで直接同センター  
へ（月曜日休館）

電話：0943-72-1193 FAX：0943-72-1558

## ○平成28年度4回県営住宅入居者募集

■募集住宅

県内に所在する県営住宅（募集対象団地、募  
集戸数等詳細については募集案内書をご覧下  
さい。）

■募集案内書配布期間及び申込受付期間

平成28年9月29日（木）～

平成28年10月7日（金）

※申込み手数料は不要

■募集案内書配布場所

県住宅供給公社県営住宅管理部管理課、公社  
管理事務所（福岡・北九州・筑後・筑豊）